

「富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について

1 制定趣旨

主任介護支援専門員の定義の変更等を行うため所要の改正を行うもの。

2 制定内容

- 介護保険法施行規則において、主任介護支援専門員について、「主任介護支援専門員研修を修了した者、研修修了から5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」と定義づけられたことから、本条例においても所要の改正を行う。
- 現に主任介護支援専門員研修を修了してから5年以上経過している者が、本条例に規定する「主任介護支援専門員」に該当しなくなることがあるため、附則において経過措置を規定した。なお、平成31年3月31日までの間は、研修未修了であることを理由として、主任介護支援専門員でなくなる者は存在しません。
- その他、文言の修正など所要の改正を行う。

3 制定の考え方

公布の日からの施行を予定している。

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第18号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（<u>同条第1項</u>に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の人員等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業（<u>法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業</u>をいう。）を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等<u>を利用することができる</u>ように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（<u>法第115条の46第1項</u>に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の人員等に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業（<u>法第115条の45第1項第1号から第5号までに掲げる事業</u>をいう。）を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）その他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等<u>を利用できる</u>ように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 主任介護支援専門員（_____介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項_____に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者

_____をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 (略)